提出原稿の著作権ついて

提出していただく原稿に関する著作権は、以下の通り本協議会（私立短期大学図書館協議会）に帰属させていただきますのでご了承願います。

１．提出していただく原稿（著作物）は、その翻訳・翻案（著作権法第27条）ならびに当該二次的著作物の利用（著作権法第28条）を含め、著作権に含まれる権利は本協議会に帰属させていただきます。

２．原稿の著作者は、著作者人格権を行使しないものとし、本研究誌『短期大学図書館研究』の編成等に必要な原稿（著作物）及びその題号についての変更、切除その他の改変は本協議会に一任していただきます。

３．著作者が原稿の記述、図、表などに、第三者の著作物を利用する場合は、著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないための必要な処置は著作者の責任において行うものとし、本協議会は一切の責任を負いません。

４．その他、本協議会と原稿の著作者との間に疑義が生じた事項につきましては，その都度協議させていただきます。

私立短期大学図書館協議会

会長　齊藤　誠一

以上、ご確認いただきましたら、以下にご署名・ご捺印の上、原稿と一緒にご送付願います。

　　　　　年　　　月　　　日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※著作者が複数の場合は、全員掲載をお願い致します。